

## 当日いただいた質問と回答集

フォーラムのパネルディスカッションの中でご参会の皆様からご質問・ご意見等をいただきましたが、時間の関係でお答えすることができませんでした。つきましては、たいへん遅くなりましたが、パネリストの先生方にご協力をいただきまして、ご質問・ご意見等に対する回答を作成いたしました。なお、回答はあくまでも一つの見解を述べたものであることをあらかじめご承知おきいただき、お読みいただければ幸いです。よろしくお願いたします。

No	属性	質問内容	回答
1	研究者	居場所づくりに注目が集まりすぎて、専門機関、学校などによる支援を受けていない層へのアプローチが議論されないように思われます。伊藤先生の「ロープの話」がうまくいっていない気がします。ただ先生がするとなると難しい点もあると思います。先生の負荷、話ができるのが夕方のみ、そもそも先生が嫌いとなると難しい。どのようにするか良いとお考えでしょうか。	伊藤先生の「ロープの話」は、子どもの発するサインに気づき、しっかり対応することが大切という話でしたが、そのためには教員の負荷、時間的な余裕、子どもとの相性などがあって、そう簡単にはいかないのは事実です。子どもの発するサインに気づくためには、教員は、日頃からきめ細かな観察を行い、児童生徒の理解を深めて、子どもの変化を見逃さないようにしていくことが大切です。ご指摘のように人と人との関係では相性の問題があります。学級担任や養護教諭だけでなく、他の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの学校に関係する全員が子どもを見守り、変化に気づき、その情報を共有していくことも大切です。
2	保護者	本日はありがとうございました。子どもがSOSを出しやすい大人…。どのようにしたらいいのでしょうか。	子どもが大人にSOSを出しやすくなるためには、まず、日頃から子どもとの意思疎通を図り、信頼関係を築いていくことが大切です。そのため、子ども一人一人に関心をもち、子どもの心情を汲んで接し、肯定的に理解することではないでしょうか。決して無理をせず、時間かけて話しやすい関係を作る姿勢が大事だと思います。
3	教員	中学校で特別支援教育に力を入れた学年経営をしていたら、不登校が減って教員の病気や退職もいかなかったという研究を聞いたことがあります。逆に言えば不登校が多いと、教員の要求や退職も多いのではないかと心が心配されるので、教員への支援体制がポイントになるような気がするのですが、いかがでしょうか。	不登校に対する支援体制、不登校に対応する教員への支援体制についてのご質問ですが、それぞれの学校現場には、不登校や不登校に対応する学校体制などには様々な状況や環境、事情等があります。本来、それぞれの学校の状況等を詳細に踏まえた上で、個別にお答えすべきものではありますが、短い質問の中では状況の把握は難しいものがあります。ここでは、文部科学省から出された「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月26日付け 元文科初第698号）から、不登校に対する支援体制、不登校に対応する教員への支援体制に関わる部分を抜粋して、お示しします。
4	教員	チームで、そして、学校の教員全体で支援するというのは理想に近いと思います。現実是一部の教員に偏る傾向があります。アドバイスをお願いします。	・不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要（「2 学校等の取り組みの充実」より） ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。（「(3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実」より）
5	県議会議員	教育現場は現在でさえ人手不足の中、個々の生徒と向き合い、不登校に寄り添うにはどのような仕組みづくりが適切と思われるでしょうか？	・不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）が有効であること。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。（同より）
6	教員	不登校児に対して（親に対して）学校でとりうる体制を具体的に示していただけますか？※大変な状況にある学校で実現可能な体制がわかると嬉しいですね。	・不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）が有効であること。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。（同より）
7	教育行政従事者	今後、不登校者数は増加していくだろうという話を聞いたことがあります。先ほどの御講演であった「ロープの話」はとても大切だと実感したところですが、これ以上、不登校者数が増加した時、学校の不登校者一人一人へのきめ細かい支援が難しくなる時が来るのではないのでしょうか？（出現率15%など）その時行政や学校はどうあるべきでしょうか？	・不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。（「(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保」より） ・不登校が生じないための魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、児童生徒一人一人に対してきめ細やかな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが必要であること。また、異校種間の人事交流や兼務などを進めていくことも重要であること。 不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要があること。そのためにも日頃より各学校の実情を把握し、また加配等の措置をした後も、この措置が効果的に活用されているか等の検証を十分に行うこと。（「2. きめ細やかな指導のための適切な人的措置」より）
8	教育行政従事者	国の動きで「心の天気」といった取組を推進するものがあるが、教師の負担増、スクリーニングは重要とは言え、画一的な手法による子どもへの負担も考えられる。「心の天気」は有効か？ICTを利用した支援についても知りたいです。	「心の天気」については、文部科学省「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」の中で、「スマートスクール・次世代学校支援事業」として大阪市教育委員会から紹介され、また、東京渋谷区では、小中学生一人一人に配布したタブレット端末に「心の天気」が表示されるようになっています。 「心の天気」は、1日1回、児童生徒がそのときの気持ちにもっとも近い天気マークを選んで入力するもので、入力時の児童生徒の様子や日々の変化を教員が見取り、声掛けのきっかけにするものとして活用されています。ご承知の通り子供たちは一人一人異なり、すべての子どもに当てはまる方策はありません。「心の天気」も一つのきっかけとして有効な場合もあると理解しています。 ICT等を活用した不登校支援については、次のような取組事例があります。 ・ICT機器を活用して在籍校の授業等を自宅や教育支援センター等に配信して行う学習（オンライン型やオンデマンド型） ・デジタル教材等を活用した児童・生徒の理解度や特性に応じた学習活動 ・教師やスクールカウンセラー等によるオンラインやSNSを用いた相談の実施 ・外部の関係機関（教育支援センター、民間企業、通信教育など）での学習 ・オンライン上の仮想空間（バーチャル・ラーニング・プラットフォームVLP）を構築して居場所や学びの場の整備（多摩市など）など

No	属性	質問内容	回答
9	親	不登校児童生徒及び親に対する支援については同感する部分が多くあった。不登校児の出た学級集団と周辺の子どもにどのような支援が必要か？それは不登校時本人の関わっていた（不登校児を作った？）学級及び周辺の集団の力量の方向性にもつながると思うが…。	子ども同士の声掛けが増え、学級内の人間関係が改善したことによって、欠席しがちな子どもが学級に戻りやすくなった事例があります。このように不登校のまわりの子どもたちを支援することも大切です。そのためには、①温かく豊かな人間関係をはぐくむ学級づくり、②いじめや暴力行為を許さない学級づくり、問題行動へのき然とした対応、③児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることなどが重要です。
10	教科書会社勤務	貴重なお話し誠にありがとうございます。1点だけ質問がございます。不登校の子に対して、オンラインでつないで授業をしたり、自学実習で対応できるよう工夫されている先生もいらっしゃると思います。伊藤美奈子先生のお話の中にもありましたように、「登校することがすべてではない」「学外での学びを増やす」としたら学校に行けなくても学びを継続させてあげることが大切なのかなと思いました。教科書や問題集に、どのような工夫があったら、子供は嬉しいでしょうか。本来なら作り手が考えるべきですが、先生方のご意見をお聞きしてみたいです。的外れな質問でしたら申し訳ありません。お時間が余れば大丈夫です…。	自宅においてICT等を活用した学習活動や、訪問型支援や校内教育支援センター、学校外の公的機関や民間施設等において指導・助言等を受けている場合など、不登校児童生徒の学習活動や学習支援には様々な状況があります。また、不登校児童生徒も興味や学習進度などが一人一人によって異なっています。こうした状況を踏まえると、教科書や問題集にどのような工夫がよいかについてひとくりに論じることは難しいと考えます。 不登校であるかに関係なく、児童生徒が学習に喜びを感じる場面については様々な考え方がありますが、そのひとつとして、学習に見通しが持て、具体的に学習すべき内容や方法が明確であるとき、「わかった」「できた」など学習した成果を実感できたときなどがあげられます。特に、自学自習の場面が多くなる不登校児童生徒にとって、こうした場面を踏まえた教材や指導方法が必要なのではないかと考えます。 また、現行の教科書でもQRコードからwebサイトにアクセスし、様々な情報を得ることができるようになってはいますが、不登校児童生徒に限らず、同じ教科書を利用している子ども同士で質問や意見を交流できる掲示板のようなサイトがあるとよいかもかもしれません。
11	保護者	現場レベルとしての質問 チーム学校、他職種による連携が必要ならば、非常勤で協力して下さる方等に臨時免許状を付与できないか？そうすれば別室登校の生徒対応も可能になるのでは？	臨時免許状は自治体が普通免許状を有する者を採用できない場合にのみ授与されます。臨時免許状の取得には申請が必要で、都道府県の教育委員会による書類審査や面接等の教育職員検定を経て授与されます。こうしたことから、非常勤で別室登校の対応に協力して下さる方に臨時免許状を付与するのは難しい状況があります。別室登校の児童生徒対応に対して、その学校の教員とともに指導するのであれば、教員免許状の有無にかかわらず指導することは可能です。
		一般社会が思う疑問 1学級あたり35～40人いて、教室はせまいので居心地が良くないのに無理矢理押し込んでいないか？全国の自治体から声を上げて、1学級25～30人、不登校対策の予算を求める行動（→とにかく文教予算を求める必要が…）を医師会と連携していくことが重要ではないか？	小学校の学級編制の標準を5年間かけて計画的に40人（小学校第1学年は35人）から35人に引き下げ、令和7年度には小学校全年で35人になります。また、自治体によっては少人数学級・少人数指導の独自施策を拡充しているところもあります。ちなみに、令和5年度の学校基本調査によると、小学校の学級規模 30人以下 76%、12人以下 25.5%となっています。 文部科学省から出された「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月26日付け 元文科初第698号）にも、「不登校が生じないための魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、児童生徒一人一人に対してきめ細やかな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが必要であること。また、異職種間の人事交流や兼務などを進めていくことも重要であること。不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要があること。」と示されています。 今後、不登校に関わる様々な団体と連携して、不登校対策の充実に向けて要望していくことも考えられます。
12	教員	問題行動・不登校調査の長期欠席者数では、不登校だけでなく、病気による長期欠席者も大幅に増えています。コロナで30日以上休んだ子もいるのかもしれませんが、起立性調節障害や不安症など、これまで不登校によるとされていた長欠を病気によるものとするようになったのでしょうか。いずれにしても教育の機会の確保が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。	各学校での対応によって異なるのではないかとと思いますが、不登校の定義に照らすと、起立性調節障害や不安障害などは病欠として扱うことも出来るということです。しかしながら、健康状態を鑑みながら教育の機会を確保することが必要であることは当然だと考えます。例えば起立性調節障害と診断されれば、さまざまな手立てをしても、どうしても1時間目の授業に出席できないのであれば、その分の学習保障をどうするか、不安障害など精神疾患であれば、適切な教育環境をどう確保するかを考えていくということではないかと考えます。
13	教員	「学びの多様化学校」分教室の開室による、現任校の先生方の変化があったか。	最も変化があったと感じている点は、生徒指導のあり方です。開室当初は、分教室の生活ルールについて、教員のこれまでの経験や世田谷中本校との整合性など、集団の秩序維持の考えが残っていたように感じました。しかし、何が一人一人の生徒に必要なか、生徒たちが身に付けるべき社会性とは何かを話しているうちに、生徒指導自体に変化が生まれました。 次に学習評価です。入試の材料となる上での妥当性、登校している生徒と登校できていない生徒との間に生まれる差異など、悩むことが多くありましたが、個人内評価を重視する考え方が、だいぶ浸透しました。 いずれもまだまだ改善すべきことが多くあり、模索しながら進めています。

No	属性	質問内容	回答
14	教育行政従事者	不登校の理由に、行きたくない／行けない／行かなくてよい、とあるという整理をしてくださっていました。それを聞いて、高校における不登校支援でも、行けない／行きたくない生徒に、もっと学校として（入学を許可した責任として）支援できるとよいと思っています。みなさんのお考えを伺いたいです。	<p>高等学校における不登校は、中途退学に至るケースも多く、また、いわゆるニート、引きこもりといった社会的問題との関連性も指摘されていることなどから、不登校生徒への支援に当たっては、若者の将来的な社会的自立に向けて支援するという視点に立つことが重要です。</p> <p>また、高等学校における不登校の要因・背景も様々であることから、学校における指導体制を充実することはもとより、学校や教育委員会は、家庭や学校外の関係機関等と積極的な連携を図るなど、関係機関等と日頃から情報交換等のできる連携体制を築いていくことが重要です。</p> <p>高等学校の先生方の中には、義務教育でないのという意識をお持ちの方も中にはいらっしゃるかもしれませんが。入学を許可した責任として不登校問題を考えていただける先生がいらっしゃることを知り、大いに勇気づけられます。</p>
15	教員	3日に文科省から示された「COCOLOプラン」に示されている「校内教育支援センター」の設置促進について、現状等を踏まえ、ご意見を聞かせていただきたい。	<p>校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置状況（令和5年2月現在） 全ての学校に設置している市町村：228、設置している学校がある市町村：1015 （「COCOLOプラン」パンフレットより）</p> <p>校内教育支援センターでは、自分のクラスに入りづらい児童生徒の学校内の居場所を確保し、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたり、児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり、学習のサポートを行ったりすることを通して、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援しています。文部科学省も、不登校支援対策として、「校内教育支援センターの設置促進」として29億円を計上し、公立の小・中学校に校内教育支援センターを設置できていない学校のうち、不登校児童生徒数が多い学校（6,000校）に対して、設置に必要な経費を支援しています。</p> <p>実際に教室へは行けないが、サポートルームには入れるという子どもたちの居場所として機能している事例もあります。中には、サポートルームからタブレットで授業に参加するケースもあると聞いています。すべてに有効な方策があるわけではありませんので、可能性のある取り組みを各学校で試みるということが重要ではないかと考えます。</p>
16	校長・保護者	不登校と発達障害の関係をどのようにとらえればよいでしょうか。このことに目を向けないと、例えば不登校の児童生徒が通級による指導の対象とならないなど、適切な支援の機会を得られないことがあるからです。	<p>発達障害の特性が根本的な要因となっている不登校児の通級（東京都では特別支援教室）への利用に関しては、課題があると認識しています。現実には、通級を利用していただいていた発達障害のある児童生徒が不登校になってしまった場合、通級の利用が出来なくなる場合があるように思います。その場合、在籍学級には行かれないけれども、通級には行かれる・行きたいという児童生徒にとっては、とても厳しく残念な思いを抱かせると思います。そうした判断も、学校によって、あるいは市区によって異なっているように思われまし、通級とは別に支援ルームを設けている学校も見受けます。発達障害の児童生徒の理解は本当に難しく、一人一人に最適な教育スタイルも本来はかなりのバリエーションが考えられると思います。実際には発達障害の特性の強さ、環境との相性によっては、既存の学校教育のシステムではない教育システムが出来ると良いのではないかと思います。</p>
17	教育行政従事者	不登校児童生徒の適応指導教室における中学校生徒への対応について、必ずしも学校復帰を目指さない指導も善しとしてよろしいものかご教示ください。	<p>文部科学省がこれまで発出した通知について、「学校に戻ることを前提としない方針を打ち出した」等の指摘があることから、誤解が生じないよう、改めて令和5年11月17日に「不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）」を発出したところです。その通知の「（別紙）不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方」の中で、不登校の児童生徒への支援について改めて基本的な考え方について、次のように示しています。</p> <p>「同通知（令和元年10月25日付け通知）では、不登校児童生徒への支援の視点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、</u></li> <li>・ <u>不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、<u>学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること、</u></u></li> </ul> <p>等を示しつつ、その前提となる学校教育の意義・役割として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること、</u></li> <li>・ <u>既存の学校教育になじめない児童生徒については、<u>学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること、</u></u></li> </ul> <p>等を示しているものである。」</p>

No	属性	質問内容	回答
18	保護者	①不登校の子どもは、児童生徒全体の3%とのことでしたか。小学生・中学生の友人共に私の周囲にはとても多く、もっとも高い数字のように思います。地域差などがはありますか。そうした調査はありますか。（都内在住）	不登校児童生徒数は、文部科学省が行っている「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」で毎年、全国の小中学校を対象に調査しています。1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小学校17.0人、中学校59.8人（小中学校合わせて31.7人）となっていて、小学校、中学校で大きく違います。また、同調査では、都道府県ごとの不登校児童生徒数も掲載されており、1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小学校で11.3人（岩手県）～25.3人（沖縄県）、中学校で44.8人（岡山県）～70.0人（熊本県）と都道府県ごとの地域差があります。東京都の不登校児童生徒数については、全ての区市町村で公表していませんが、公表されているものを見ても地域差はかなり見られます。
		②（伊藤先生へ）教員の働き方改革の影響もあるかもしれませんが、不登校の子どもは、学校とはもう関係のない子というように切りすてられているように感じられることがあります。先生も”どこまで子どもに声をかけていいのか””子どもへのプレッシャーではないか”とと思っているようです。P9のスライド「ケース会議」やアセスメントが上手くいっている事例があれば教えてください。（具体的な自治体や学校もわかると嬉しいです。資料など）	ご質問ありがとうございます。 お尋ねの件、「働き方改革の影響」もあるかと思いますが、「教育機会 確保法」ができ“学級復帰がすべてでない”との方向が出ましたので、どこを目指したいのかと混乱している先生方の声も聞こえてきます。 プレッシャーになるのか否か、ではなく、どんな関わりならプレッシャーにならないかを考える（アセスメントする）ためにも、お尋ねのように「ケース会議」も重要ですね。 ケース会議は、私が、東京から関西に移ってきたときに「東より西の方がさかんだな」という印象を受けました。とくに大阪は、ケース会議が当たり前のように行われており、SCをうまく巻き込んで実施できているなあという印象でした。ご参考になれば幸いです。
19	学生	・令和3年10月に出された「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」では「いやだった対応」に対して、小学校、中学校のいずれも無回答との回答が約80%占めていましたが、アンケート調査では教職員を介して集められることが実態把握を防いでいるのではないか。	ご指摘がありました調査の調査対象は、「不登校児童生徒の心理的負担や調査票の受け渡し等に関する学校現場の負担等を勘案し、調査時点において、調査への協力が可能と回答のあった対象学校に通う小学校6年生又は中学校2年生で、前年度（令和元年度）に不登校であった者のうち、調査対象期間に、学校に登校又は教育支援センターに通所の実績がある者を対象」とされており、ご指摘のとおり、学校（教員）を介しての調査です。学校としても、調査では不登校児童生徒の心理的負担にならないように十分に配慮したことと思いますが、心理的負担などをすべてなくすることはかなり難しいと考えます。そのことを含んで調査結果を見ていく必要があると考えます。
		・私は不登校にはなりませんでしたが、授業に置いていかれたくないという思いが不登校にならなかった理由でしたので、不登校になるリスクを持つ人がグレーゾーンとして存在しているのではないか。	ご指摘のグレーゾーンの児童生徒、すなわち身体・健康面、心理面、社会・環境面などの不登校の要因がありながら、登校し、教室に来ている児童生徒が少なからずいると思います。そうした児童生徒に見られる、元気がなくなったり、登校を渋ったり、教室には入りたがらなかつたりするなどの変化を教職員は見逃さず、アセスメントを開始し、必要に応じて学校組織として不登校の早期支援を行い、不登校になることを防いでいくことが大切です。
		・そして不登校対策は保護者と児童生徒が当事者意識を持つことも求められるのではないか	不登校への対応や支援は、教職員や教育関係者、関係機関だけ行うのではなく、不登校児童生徒本人やその保護者と緊密に連携していくことも極めて重要です。また、（不登校でない）まわりの児童生徒やその保護者の理解や協力も必要になります。関係する児童生徒や保護者（大人）すべてが不登校を自分事としてとらえていくことが大切です。